

県内市町村等に係る平成26年度決算の概況について

標記について、別添資料のとおり取りまとめましたので公表します。
なお、概要については、下記のとおりです。

記

1 健全化判断比率等 【P1～P2】

- 健全化判断比率は、県内全市町村において早期健全化基準未滿となりました。
- 資金不足比率は、県内市町村等が経営する全ての公営企業会計において経営健全化基準未滿となりましたが、3会計において資金の不足額が発生しました。
(平成25年度は1会計)

※平成27年9月30日付けで公表した各比率の暫定値から異動はありません。

2 普通会計 【P3～P8】

- 決算規模は、歳入・歳出ともに減少となりました。実質収支は、平成25年度については湯浅町が赤字でしたが、平成26年度は全団体において黒字となりました。
- 歳入は、消費税率引上げに際した給付措置である臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が増加したこと等による国庫支出金の増加、地方消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増加等による各種交付金等の増加があった一方、第三セクター等改革推進債等の地方債の減少により全体として減少しました。
- 歳出は、国家公務員の給与減額支給措置に準じた取組の終了等に伴う人件費の増加、上記臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金等による扶助費の増加があった一方、土地開発公社の解散に伴う補助費等の減少により、全体として減少しました。
- 経常収支比率¹は、人件費、物件費、公債費等の経常経費充当一般財源等の増加により、前年度を上回る94.4%となりました。経常収支比率が高い団体については、今後経常経費の削減等に努め、財政構造の弾力性を確保する必要があります。

¹ 経常収支比率：経常一般財源等のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を示したもの。割合が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるとされている。

3 公営企業会計 【P 9～P 11】

- 経営状況（総収支）は、全142事業中114事業が黒字となりましたが、一部の下水道事業や病院事業における多額の赤字に加え、法適用事業の会計基準の見直しの影響があり赤字が拡大しました。
- 企業債現在高は、平成18年度をピークに減少を続けています。
- 財源補てん目的の基準外繰入金が増加となっています。特に下水道事業、宅地造成事業及び病院事業において多額となっています。

4 土地開発公社 【P 12】

- 第三セクター等の抜本的改革を推進したことにより、平成26年度において1公社が解散し、債務保証²額は対前年度比で11.2%の減少となりました。

5 第三セクター 【P 13】

- 市町村から損失補償³を受けている法人が2法人となりました。
- 昨年度に引き続き、債務超過法人はありません。

〈総括〉

- ・ 県内市町村等においては、基金への積立や土地開発公社等の抜本的改革など、財政健全化への取組を積極的に推進しています。
- ・ 健全化判断比率等を見ても、実質公債費比率が上昇したことにより起債時に許可を要することとなった団体や、公営企業会計で資金不足が発生している団体があるものの、県内市町村等の財政状況は概ね健全と言えます。
- ・ しかしながら、今後も、南海トラフの巨大地震に備えた防災・減災対策、少子高齢化に伴い増加する社会保障関係経費、人口減少に伴う歳入の減少などが見込まれることから、引き続き効率的な財政運営が求められます。

² 債務保証：土地開発公社が金融機関等から融資を受ける場合、地方公共団体が債務者（公社）のために、当該金融機関等に対して、その債務の弁済を保証すること。

³ 損失補償：第三セクターが金融機関等から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が融資を受けた法人に代わって、金融機関等に対してその損失を補償すること。